

10月オープン予定 竜泉福祉センターの愛称を募集します

最優秀賞 (採用作品) 図書カード10,000円分
優秀賞 図書カード5,000円分

竜泉福祉センターは、介護予防の普及啓発や在宅介護の質の向上、介護サービス事業者への支援等、高齢者及びその介護等に携わる者を支援するとともに、区民の交流等を促進するための施設です。

▶**応募方法** 応募用紙 (区HPからもダウンロード可) に記入し、郵送かファクス、または直接問合せ先へ (電子申請可)

▶**応募用紙配布場所** 高齢福祉課施設整備担当 (区役所3階⑥番)、区民事務所・同分室、地区センターほか

▶**応募締切日** 5月24日(金) (必着)

※選考結果は、区HP等で公表します。

▶**問合せ** 〒110-8615

台東区役所高齢福祉課施設整備担当 (区役所3階⑥番)

TEL (5246) 9027

FAX (5246) 1059



詳しくはこちら

介護予防教室



「葛屋重三郎ゆかりの地 台東区」 ロゴマーク等募集

令和7年大河ドラマ「べらぼう～葛屋重三郎ゆかりの地～」の放送を機に、舞台となる台東区の歴史・文化の魅力を全国に発信するとともに、地域の活性化を図るため、ロゴマーク等を募集します。

▶**募集内容** ロゴマーク・キャッチコピー・マスコットキャラクター・PRイラスト

▶**応募締切日** 5月17日(金)

▶**賞金** 最大20万円

▶**応募方法** 電子申請

▶**問合せ** 台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会事務局 (文化振興課内)

TEL (5246) 1118



賞金最大
20万円

大募集!!



詳しくはこちら

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です ～支えあう 住みよい社会 地域から～

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動しています (任期は3年)。委員の中には、子供を取り巻く問題を専門に担当している主任児童委員もいます。高齢者や障害のある方、子育て中の方などの生活上の相談を受け、必要に応じて区や関係機関を紹介し、適切な支援につなげていきます。また、関係機関と連携して、高齢者への声掛けや見守りなども行っています。

▶**こんな時にはご相談を**

- ・障害や高齢で、暮らし・生活に不安がある
 - ・福祉サービスの制度や窓口が分からない
 - ・育児や子供のしつけで悩んでいる
- ※相談内容の秘密は守られます。

民生委員・児童委員には担当区域があります。お住まいの地域の担当委員について、詳しくはお問合せください。

●**民生委員・児童委員「活動パネル展」**

▶**期間** ①5月8日(水)～13日(月) ②14日(火)～20日(月)

▶**場所** ①生涯学習センター1階アトリウム ②区役所1階ロビー

●**台東社協「はっぴい」に一日民生委員を委嘱します**

▶**委嘱式日時** 5月11日(土)10:00

▶**場所** 生涯学習センター1階アトリウム

委嘱式終了後、「はっぴい」が啓発グッズを配布します。

▶**問合せ** 福祉課

TEL (5246) 1172



東京都
民生委員・
児童委員
キャラクター
「ミンジー」



台東社協
キャラクター
「はっぴい」



詳しくはこちら

「特設行政相談所」を開設します

行政相談は、民間有識者の行政相談委員が行政機関とは異なる立場で、国などの制度や運営についてのご意見・ご要望を受け、改善に役立てる仕組みです。

●**特設行政相談所**

▶**日時** 5月14日(火)～17日(金)10:00～16:00

▶**場所** 区役所1階アートギャラリー

●**定例行政相談 (予約優先)**

▶**日時** 第2木曜日13:00～16:00

▶**場所** 区民相談室 (区役所1階)

▶**対象** 区内在住(在勤) (学) の方

●**行政相談委員**

深井喜代子氏、針谷修氏、神尾栄一氏、佐藤充弘氏

▶**問合せ** 暮らしの相談課区民相談室

TEL (5246) 1025



行政相談の
マスコット
キャラクター
「キクーン」



詳しくはこちら

令和6年度特別区民税・都民税定額減税



詳しくはこちら

令和6年度特別区民税・都民税が課税される方を対象に減税を行います (一部の方は対象外となります)。

▶**対象** 特別区民税・都民税の所得割 (※) が課税され、合計所得金額が1,805万円以下の方

(※) 特別区民税・都民税には所得割と均等割があります。均等割のみ課税されている方は、減税の対象外ですが、「台東区家計支援特別給付金」の対象となる可能性があります。

▶**減税額** ①本人1万円 ②控除対象配偶者または扶養親族 (国外扶養親族は対象外) 1人につき1万円 ①、②の合計額が所得割の額を超えている場合は、所得割の額を限度とします。

なお、特別区民税・都民税の所得割が定額減税額に満たない場合は、「台東区家計支援特別給付金」の対象となり、定額減税額に満たない (減税しきれない) 額を1万円単位 (1万円単位で切り上げた額) で支給します。

▶**減税の実施方法**

①**特別徴収 (給与所得者の方)**

所得割額から定額減税額を減税し、6月分は徴収せず減税後の全額を7月～翌年5月の11回で徴収します。なお、定額減税対象外の方は通常通り6月～翌年5月の12回で徴収します。

②**普通徴収 (事業所得者等の方)**

第1期分 (6月納付) の納付額から減税します。第1期で減税しきれない場合は第2期以降から順次減税します。

③**年金からの特別徴収 (年金所得者の方)**

令和6年10月分の特別徴収税額から減税します。減税しきれない場合は12月以降の特別徴収税額から順次減税します。

▶**減税額の記載について**

①**特別徴収 (給与天引き) の方**

減税額および定額減税額に満たない (減税しきれない) 額は、「特別区民税・都民税 特別徴収税額の通知 (納税義務者用)」の摘要欄に記載します。

②**普通徴収および③年金からの特別徴収の方**

「特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書」の4. 税額控除の「個人住民税減税控除済額⑤」欄に減税額を記載します。

なお、定額減税額に満たない (減税しきれない) 額は、「特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書」の7. 普通徴収年税額の期計算の左下にある「個人住民税減税控除外額」に表示されます。

▶**問合せ** 税務課

TEL (5246) 1103～5

定額減税に関する調整給付

定額減税による所得税・個人住民税の減税が十分に受けられない (減税しきれない) と見込まれる方へ、定額減税額に満たない額 (控除不足額) を給付します。

支給対象者

令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額が、それぞれの定額減税可能額を下回る方

調整給付の支給額

定額減税で減税しきれないと見込まれる

所得税・個人住民税の合計を1万円単位で切り上げた額
調整給付支給額 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数) - 所得税減税額 (推計) + 1万円 × (本人 + 扶養親族数) - 個人住民税減税額

※定額減税前の所得税と個人住民税所得割額の税額がともに無い方は、調整給付の対象とはなりません。

申請手続き

対象者には7月中旬以降、書類を送付します。詳細については決まり次第、区HP・広報たいとう等でお知らせします。

▶**問合せ** 台東区家計支援特別給付金コールセンター

TEL 0120-437-074

8:30～17:15 (土・日曜日・祝日を除く)